

松江市建設工事入札参加資格者格付要領

平成 17 年 3 月 31 日

松江市告示第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、松江市建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱（平成 17 年松江市告示第 14 号。以下「審査要綱」という。）の規定に基づき、入札参加資格申請者（審査要綱第 3 条第 1 項の申請を行った者をいう。以下同じ。）の格付の方法を定めるものとする。

(格付対象業種)

第 2 条 格付は、審査要綱第 4 条の規定により入札参加資格の審査を受けた者のうち、次に掲げる業種について行う。

- (1) 土木一式工事
- (2) 建築一式工事

(点数の算定)

第 3 条 点数は、審査要綱第 4 条の規定により、次に掲げるところにより算定する客観的事項による点数（以下「客観点数」という。）と主観的事項による点数（以下「主観点数」という。）を合算して得た点数を総合点数とする。ただし、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に規定する主たる営業所を松江市外に有する入札参加資格申請者にあつては、主観点数を算入しない。

- (1) 客観点数

建設業法第 27 条の 23 第 3 項の規定による同条第 1 項の審査の項目及び基準（平成 20 年国土交通省告示第 85 号）により算定された数値とする。

- (2) 主観点数 次に掲げるところにより算定した点数の合計とする。

ア 工事種別ごとに、対象期間における松江市建設工事成績評定要領に基づき評定した工事成績評定点の平均点（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。以下「平均点数」という。）に基づき、次の算定式により求められた点数とする。ただし、平均点数が 65 点未満の場合は -30 点とする。

$$\text{点数} = (\text{平均点数} - 65) \times 10 \text{ 点}$$

(ア) 特別共同企業体により完成した工事の工事成績評定点は、構成員ごとの工事成績評定点とみなす。

(イ) 対象期間における完成工事が工事成績評定点を付さない工事のみのときは点数を 10 点とし、対象期間における完成工事が無いときは点数を 0 点とする。

- (ウ) 土木一式工事において工事成績評定点を付す工事が1件のときは、求められた点数から30点を控除する。ただし、平均点数が65点から67点までのときは、点数を0点とする。
- イ 審査要綱第4条第3項第2号イに規定する項目について、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障がい者の雇用状況に応じて次のとおりとする。
- (ア) 雇用が義務付けられているものが障がい者を法定雇用障がい者数以上雇用していない場合 -10点
- (イ) 雇用が義務付けられているものが障がい者を法定雇用障がい者数の2倍以上雇用している場合 10点
- (ウ) 雇用が義務付けられていないものが障がい者を1名以上雇用している場合 10点
- ウ 審査要綱第4条第3項第2号ウに規定する項目について、行政処分を受けた者のうち、他の業種の許可の取消しを命じられた者は-30点、営業停止を命じられた者は-20点、指示処分を命じられた者は-10点とする。
- エ 審査要綱第4条第3項第2号エに規定する項目について、指名停止を受けた者の指名停止期間1ヶ月あたり-5点とする。
- ただし指名停止期間に1ヶ月に満たない日数がある場合は1ヶ月に切り上げる。
- オ 審査要綱第4条第3項第2号オに規定する項目について、国、県、県内市町村との間で凍結防止剤散布業務又は除雪業務の契約実績の状況に応じて次のとおりとする。ただし、加点の対象については土木一式工事のみとする。
- (ア) 申請日（審査要綱第3条の規定による申請日をいう。以下同じ。）の属する年度の前2年度連続して契約実績がある場合 20点
- (イ) 申請日の属する年度の前年度又はその前々年度の契約実績がある場合 10点
- カ 審査要綱第4条第3項第2号カに規定する項目について、災害時における対応状況に応じて次のとおりとする。
- (ア) 国、島根県又は松江市と災害時の対応について防災協定を締結している団体に加盟している場合 20点
- (イ) 上記団体に加盟していない者で国、島根県又は松江市からの要請を受けて災害時の緊急対応を行った場合 15点
- (ウ) 島根県地震被災建物応急危険度判定士に認定されている者を雇用している場合1名につき5点。ただし、加点の対象については建築一式工事のみとし、人数は2名までとする。

キ 審査要綱第4条第3項第2号キに規定する項目について、松江市消防団協力状況に応じて次のとおりとする。

松江市消防団協力事業所認定を受けている場合 5点

松江市消防団員が1名以上在籍し協力体制が整っている場合 2点

ク 審査要綱第4条第3項第2号クに規定する項目について、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条に規定する一般事業主行動計画（以下「次世代育成行動計画」という。）の策定状況に応じて次のとおりとする。（イ）又は（ウ）の場合において、当該事業主がしまね子育て応援企業（こっころカンパニー）の認定を受けているときは、それぞれについて定める点数に5点を加点する。

（ア）策定義務のある事業主が次世代育成行動計画を策定していない場合 -10点

（イ）策定義務のある事業主が次世代育成行動計画を策定している場合 0点

（ウ）策定義務のない事業主が次世代育成行動計画を策定している場合 5点

ケ 審査要綱第4条第3項第2号ケに規定する項目について、学校支援活動状況に応じて次のとおりとする。

申請日の属する年度及びその前2年度において、松江市内の小中学校及び義務教育学校、松江市内外の高等学校、高等専門学校、大学等に対し、職場見学・職場体験等の学校支援活動の実績がある場合 10点

コ 審査要綱第4条第3項第2号コに規定する項目について、しまね・ハツ・建設ブランドにおける新技術の登録を行った場合は、5点とする。ただし、加点の対象については土木一式工事のみとする。

サ 審査要綱第4条第3項第2号サに規定する項目について、CPDS（一般社団法人全国土木施工管理技士連合会の継続学習制度をいう。以下同じ。）及びCPD（公益社団法人日本建築士会連合会又は公益財団法人建築技術教育普及センターの継続能力開発制度をいう。以下同じ。）におけるユニットの取得状況に応じて次のとおりとする。

（ア）土木一式工事について、所属する社員のうち、CPDS加入者が所定の講習会に参加し、取得した単位の社内における総和が100ユニット以上となった場合 10点

（イ）建築一式工事について、所属する社員のうち、CPD加入者が所定の講習会に参加し、取得した単位の社内における総和が50ユニット以上となった場合 10点

シ 審査要綱第4条第3項第2号シに規定する項目について、労働安全対策の実施状況に応じて次のとおりとする。

（ア）建設業労働災害防止協会（以下「建災防」という。）に加入し、かつ申請日の前3年において建災防主催の工事現場点検パトロールに参加している場合 5点

- (イ) 建災防が実施する安全衛生教育研修を受講している場合 5点
- ス 審査要綱第4条第3項第2号スに規定する項目について、建設業労働者の福利向上のため、建設業退職金共済事業、退職一時金制度、企業年金制度及び法定外労働災害補償制度のすべてに加入している場合は、5点とする。
- セ 審査要綱第4条第3項第2号セに規定する項目について、雇用確保の状況に応じて次のとおりとする。ただし、加点の対象とする人数は、(ア)及び(イ)にあつては5名、(ウ)にあつては20名までとする。
- (ア) 申請日の属する年度及びその前2年度において29歳以下の者又は女性を新たに雇用し、申請日まで継続して雇用している場合 1名につき6点
- (イ) 申請日の属する年度に実施する定期審査（審査要綱第4条第1項に規定する定期審査をいう。以下同じ。）の前の定期審査において(ア)の加点を受けた者を、常勤として申請日まで継続して雇用している場合 1名につき5点
- (ウ) (ア)及び(イ)において加点の対象となる者以外の者を、常勤として2年以上継続して雇用している場合 1名につき1点
- ソ 審査要綱第4条第3項第2号ソに規定する項目について、松江市優良建設工事等表彰制度による表彰の状況に応じて次のとおりとする。
- 申請日の属する年度又はその前4年度に表彰を受けている場合 5点
- タ 審査要綱第4条第3項第2号タに規定する項目について、道路環境保全業務ボランティア、公園清掃ボランティア、林道環境保全業務ボランティア又は河川愛護団の活動の状況に応じて次のとおりとする。
- 申請日の属する年度の前3年度に、いずれかの活動を1年に2回以上行った場合。ただし、河川愛護団の場合は1年に1回以上とする。 5点
- チ 審査要綱第4条第3項第2号チに規定する項目について、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条に規定する一般事業主行動計画（以下「女性活躍推進行動計画」という。）の策定状況に応じて次のとおりとする。
- (ア) 策定義務のある事業主が女性活躍推進行動計画を策定していない場合 -10点
- (イ) 策定義務のある事業主が女性活躍推進行動計画を策定している場合 0点
- (ウ) 策定義務のない事業主が女性活躍推進行動計画を策定している場合 5点
- (格付の方法)

第4条 前条の規定により算定した総合点数に基づき、市長が別に定める基準により、入札参加資格申請者をA等級、B等級又はC等級のいずれかの等級に格付する。

(共同企業体の取扱い)

第5条 共同企業体（「中小建設業の振興について」（昭和37年11月27日付建設省発計第79号の4）に規定する共同企業体をいう。）については、審査要綱及び第3条の規定を準用し、その客観点数については「共同企業体の資格審査要綱」（昭和37年11月27日付建設省発計第79号）に定めるところにより、また、主観点数については構成員ごとの主観点数の和を構成員の数で除して得た点数（小数点以下は切り捨てる。）とする。

（入札参加資格の承継）

第6条 入札参加資格者が、営業の同一性を失うことなく組織の変更、許可換え、相続等営業継承のため新規に許可を受けたものの総合点数及び格付は、従前のおりとし、合併、分離、譲受け等を行った場合は、その内容を調査し、総合点数及び格付を調整することができる。

（格付後の処理）

第7条 前3条の規定により入札参加資格申請者又は入札参加資格者の格付を行った場合は、格付の結果について、審査要綱第5条に規定する入札参加資格者名簿に記載するとともに、当該入札参加資格申請者又は入札参加資格者に通知するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成17年3月31日から施行する。

附 則（平成18年9月29日松江市告示第363号）

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日松江市告示第139号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日松江市告示第81号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日松江市告示第133号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月10日松江市告示第391号）

この告示は、平成21年12月10日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成23年3月22日松江市告示第63号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月15日松江市告示第48号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月27日松江市告示第383号）

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 11 月 4 日松江市告示第 408 号）

この告示は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 23 日松江市告示第 44 号）

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 11 月 19 日松江市告示第 456 号）

この告示は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 20 日松江市告示第 49 号）

この告示は、平成 31 年 3 月 29 日から施行する。

附 則（令和 3 年 11 月 30 日松江市告示第 580 号）

この告示は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 9 月 20 日松江市告示第 452 号）

この告示は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。